

令和8年度能勢町教育委員会パートタイム 会計年度任用職員（追加募集）について

募集案内

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）任用の会計年度任用職員を次とおり募集します。

全ての職種について登録制となり、採用に当たっては書類選考と面接試験を実施します。令和8年4月1日付採用とならなかった場合についても、欠員が生じた場合等、面接試験を経て採用となる場合があります。ただし、採用候補者名簿の有効期間は令和9年3月31日までのため、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるものではありません。

会計年度任用職員とは、一会计年度内に任用される非常勤の地方公務員です。

1. 勤務場所・職種・給与・募集人数等

- 表に記載の金額は、採用初年度に適用される予定額となり、変更となる場合があります。
- 条件を満たした方には、通勤手当・賞与を別途支給します。
- 月額は、1日あたり7時間30分、週5勤務の場合の金額となります。

勤務場所	能勢町教育委員会生涯学習課	能勢町生涯学習センター
職種	一般事務	一般事務もしくは図書司書
募集人数	1名	1名
月額	216,034円	
時給		一般事務： 1,371円 図書司書： 1,414円
資格・経験等	不問	一般事務：不問 図書司書：図書館司書資格
勤務内容	一般事務、窓口・電話対応業務等	図書室・読書イベントの企画・運営等
区分	週37.5時間	週20時間未満
勤務日	月～金	月～金（勤務計画表によります）
勤務時間	8：30～16：45	8：45～17：00
備考		司書資格所持者は、時給面にて優遇します。

※所定の労働時間を超えない範囲で時刻を変更する場合があります。

2. 受験資格

下記の要件を満たす方

- 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方。
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者でないこと。
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。
- 他で勤務している方で、今回応募の職種での勤務と合わせて週の労働時間が40時間を超えない方。

3. 任用期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

※任用後1か月は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で公募によらず再度任用することがあります。

4. 休暇

年次有給休暇：10日（ただし、勤務経験及び勤務時間に応じて付与されます。）
(継続者の年次有給休暇及び前年度繰越分は別途付与)

特別休暇：夏期特別休暇、忌引き等

5. 社会保険等（原則、週の勤務時間は20時間以上ある場合）

大阪府市町村職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

6. 身分

パートタイム会計年度任用職員

服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

7. 兼業制限

原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。その内容によっては、本町での勤務との兼業を認められない場合があります。また、以

下の①②の場合は、職務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、認められません。

①能勢町教育委員会と他の事業所で、1日につき計8時間を超えて労働する場合。

②能勢町教育委員会と他の事業所で、1週間につき計40時間を超えて労働する場合。

8. 選考方法・案内

・すべての職種について登録制となります。

なお、登録票の提出後、登録完了のお知らせはいたしません。

・採用の必要が生じた場合、登録者の中から諸条件を勘案し、採用候補者を選考させていただきます。したがって、登録されたすべての方が採用されるものではありません。

・名簿登録者の中から書類選考のうえ、別途選考（面接）案内いたします。

・年度途中に採用の必要が生じた場合、隨時、名簿登録者に選考（面接）案内いたします。

・採用する人数が限られていますので、登録された場合でも選考（面接）案内を行わない場合があります。あらかじめご了承ください。

9. 特記事項

- ・募集職種のうち、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、本町が対象と判断した職種については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めております。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、以下参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する

法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に関する電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

□ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）

二 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

10. その他

- ・記載の給与及び年次有給休暇付与日数は、採用初年度の方に適用する場合です。
- ・受付後の登録票等は返却しかねますので、ご了承ください。
- ・登録票提出後、登録内容に変更が生じた場合（転居等）は、学校教育総務課へ連絡をお願いします。
- ・受験資格を満たさないことが発覚した場合や、登録票に虚偽の内容を記載した場合は、任用を取り消すことがあります。

提出書類

- ・本町所定の会計年度任用職員登録票（3ヶ月以内に撮影した写真を添付。） 1部
 - ・資格を証する書類の写し（免許等の写し等）【A4サイズ】 各1部
 - ・本町所定の誓約書 1部
- ※能勢町教育委員会生涯学習課勤務希望の場合のみ、誓約書の添付が必要です。
(能勢町生涯学習センター勤務希望の場合は、誓約書不要。)

応募受付期限

令和8年2月25日（水）<必着>

提出先

〒563-0392 能勢町宿野 28 番地

能勢町教育委員会学校教育総務課教育総務担当

(郵送での提出可。ただし、書類に不備がある場合は受付できないことがあります。)

選考方法

書類審査（必要に応じて面接）

採用結果については、別途通知します。

11. 問合せ先

〒563-0392 能勢町宿野 28 番地

能勢町教育委員会学校教育総務課教育総務担当

担当：村角（ムラミ）

TEL：072-734-2451